

# 平成28年度 事業計画

## I. 基本方針

今わが国では、貧困・虐待・孤立死・自殺・DV(家庭内暴力)被害・ホームレス・ニートなど既存の社会保障・社会福祉ではなかなか解決に至らない問題が顕在化しています。社会福祉協議会では、国民の生活実態をもとに現在の社会福祉課題・生活課題を明らかにし、求められる変革、めざす福祉の姿を提示し、その実現に向けて必要となる取り組みを行政とともに広く国民の皆様へ発信し、新しい課題に向き合う社会福祉法人の責任と使命(行動方針)を定め活動を展開します。

具体的には、平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援制度にともなう支援体制づくりの確立や介護保険制度改正による新たな総合事業をはじめとする住民主体の地域包括ケアシステムの推進、社会福祉法人制度改革を踏まえた今後の社会福祉協議会経営のあり方や地域課題への対応をすすめることが必要となっています。

大木町では多様化・複雑化する様々な福祉課題の解決や今後の地域福祉活動を展開するに当たり、平成28年度から地域住民も参画し行政とともに地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定し、地域福祉の向上に寄与します。

## II. 重点目標

1. 新しい総合事業の体制づくり
2. 社会福祉法人制度改革を踏まえた社会福祉協議会経営の確立
3. 地域福祉活動計画策定の推進
4. 現事業の充実・強化

### Ⅲ. 事業計画

#### 法人運営

##### 1. 法人運営事業

大木町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び、社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的とします。

##### 2. 生活福祉資金貸付事業 <県社協受託事業>

###### 目的

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことによりその経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とします。

###### 貸付対象者

- 低所得者世帯：資金の貸付に合わせて必要な支援を受けることにより自立自立ができると思われる世帯であって、独立生活に必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯
- 障害者世帯：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者
- 高齢者世帯：65歳以上の高齢者の属する世帯
- 

###### 資金の種類

- 総合支援資金：生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費
- 福祉資金：福祉費、緊急小口資金
- 教育支援資金：教育支援費、就学支援費
- 不動産担保型生活資金：不動産担保型生活資金  
要保護世帯向け不動産担保型生活資金

###### 民生委員の役割

福岡県社会福祉協議会及び大木町社会福祉協議会と緊密に連携し、本貸付事業の運営についても積極的に協力するものとする。

- 福岡県社会福祉協議会及び大木町社会福祉協議会と緊密に連携し、本貸付事業の要請に基づく借入申込者及び借受人の調査及び生活実態の把握
- 借受人及び借入申込者の自立更生に関する生活全般にわたる相談支援

##### 3. 心配ごと相談事業

###### 目的

大木町社会福祉協議会では、町民の福祉の増進を図ることを目的に日常生活のなかでの争いやもめ事でお困りの方を対象に、1回の相談時間を約20分として、弁護士による無料法律相談を実施します。1回の相談人数は先着4名です。(多数の場合はキ

キャンセル待ち又は、次回に繰越します。)

- **相談日**： 毎月の第2火曜日（ただし、平成29年1月は第3火曜日とする。）

|            |   |             |             |   |             |
|------------|---|-------------|-------------|---|-------------|
| 平成28年4月12日 | 火 | 13:30~15:00 | 平成28年10月11日 | 火 | 13:30~15:00 |
| 平成28年5月10日 | 火 | 13:30~15:00 | 平成28年11月8日  | 火 | 13:30~15:00 |
| 平成28年6月14日 | 火 | 13:30~15:00 | 平成28年12月13日 | 火 | 13:30~15:00 |
| 平成28年7月12日 | 火 | 13:30~15:00 | 平成29年1月17日  | 火 | 13:30~15:00 |
| 平成28年8月9日  | 火 | 13:30~15:00 | 平成29年2月14日  | 火 | 13:30~15:00 |
| 平成28年9月13日 | 火 | 13:30~15:00 | 平成29年3月14日  | 火 | 13:30~15:00 |

- **相談員**：福岡県弁護士会 筑後部会
- **その他**：相談は無料。ただし事前予約が必要です。（電話不可）

#### 4. 日常生活自立支援事業 <県社協受託事業>

##### 目的

この事業は、判断能力が不自由な人々の自己決定を支援し、一人ひとりの意向に沿った生活の実現を目指します。具体的にはその人が安心して安全に、かつ健康で文化的な生活を送るために必要な福祉サービスの利用を援助し、日常的な金銭管理や生活に必要な種々の手続きの支援を行っています。

##### サービス内容

相談は無料ですが、契約後は利用料や預かり料が必要です。

- 福祉サービスの利用援助  
福祉サービスの情報の提供、助言、利用する(やめる)ための手続き  
福祉サービスについて不満がある時、苦情解決制度を利用する手続きのお手伝い
- 日常的な金銭の管理  
年金や福祉手当等の受領に必要なお手伝い。  
生活費の定期的なお届け、お金の使い方についての相談、助言  
福祉サービス利用料や医療費、公共料金や家賃などの支払いのお手伝い
- 書類などのお預かり（保管できるもの）  
年金手帳・証書、預貯金通帳、登記識別情報通知書、印鑑、キャッシュカードなど

#### 高齢者生きがい活動支援通所事業

##### <町受託事業>

##### 目的

おおむね65歳以上の虚弱高齢者に対し、健康福祉棟の各施設を活用し、通所による各種サービスを提供することで、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態にならないよう予防を図ることを目的とします。

#### 1. 介護予防型ディサービス「もみじ倶楽部」

「もみじ倶楽部」は、特に介護予防が必要な高齢者を対象とし、参加者を自宅から健康福祉センターの福祉棟までタクシー等で送迎し、介護予防の体操、レクリエーションや簡単な手作業等を実施しています。

本年度は、さらに運動機能及び口腔機能等の向上、内容の充実、強化を図り、介護予防及び認知症の予防に力を入れて取り組みます。また、年に1～2回のお楽しみ会などの催し物を企画し、より一層の生きがいつくりに取り組みます。

(1) 実施期間及び回数

- ・平成28年4月1日～平成29年3月31日
- ・毎週水曜日・木曜日・金曜日 9:00～15:00 (祝日は実施しない)
- ・年146回

(2) 場 所

健康福祉センター 福祉棟

(3) 費 用

食事代、材料代等(600円程度)

(4) 内 容

- ・介護予防体操・口腔ケア・栄養指導・作品作り・調理実習・レクリエーション等を実施
- ・プログラムによっては、健康運動指導士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・栄養士・地域のボランティア団体に指導を依頼

(5) その他

- ・身長・体重・血圧測定・体力測定を行い利用者の健康状態の把握
- ・利用者及び回数については、町の事業実施要綱に沿って実施

## 2. 生きがい型ディサービス 「巡回福祉バス」

おおむね60歳以上の高齢者(要支援、要介護認定をうけていない方)を対象に巡回福祉バスを利用し、アクアス(健康福祉センター)での入浴、健康相談、おおき健康隊による脳トレーニング・健康福祉棟の各施設を利用して、自主的な体力づくり、社会的孤独感の解消と生きがいつくりを促し、要介護状態の予防などを目的として取り組みます。

(1) 期 間

- ・平成28年4月1日～平成29年3月31日
- ・月8回毎週水曜日と木曜日の2回
- ・ただし当日が休館日、祝日の時は変更する。(8/11は運行)

(2) 場 所

健康福祉センター アクアス「掛川の間」

(3) 費 用

入館料、食事代は実費

(4) 内 容

入浴、自主的な体力づくり、健康チェック

(5) その他

町内全域を4コースに分割し、各コースを隔週毎に巡回するので、各地区

毎月おおむね2回の巡回になります。

### 3. 小地域活動「ふれあい いきいきサロン」の普及事業

小地域を拠点に高齢者の閉じこもりや、寝たきり防止、仲間づくりや生きがいづくりを目的として地域の住民である高齢者とボランティアと一緒に交流の場づくりを進める活動です。

- 対象者は、地域の実状によって年齢など様々で、老人クラブの加入に関係なく見守りが必要な高齢者の方々や一人暮らしの高齢者、比較的外に出ようとしない高齢者の方を誘い合って行われます。
- 内容は、レクリエーションや脳トレーニング、日常生活に必要な講習会や地元のボランティア団体による芸能の披露など様々です。
- レクリエーション用具は社協所有の備品を無料で貸し出します。

#### 【3つの特徴・5つの効果】

3つの特徴：①高齢者などの自立 ②ボランティア意識の向上 ③まちづくりへの寄与

5つの効果：①楽しさ・生きがい・社会参加 ②無理なく体を動かす ③適度の精神的刺激 ④健康や栄養についての意識高揚 ⑤生活のリズムづくり

#### 大木町いきいきサロン連絡協議会事務局

誰もが健康でいきいきと安心して暮らし、共に支えあう地域づくりを推進するため小地域福祉活動「ふれあいいきいきサロン」を実施しています。この活動を持続し組織強化を図るため、「ふれあいいきいきサロン連絡協議会」を設置し、サロンを町内全域に広げ各地区との情報交換を推進します。

#### 生活支援ホームヘルプサービス事業

<町受託事業>

##### 目 的

日常生活に支障のある高齢者等に対してホームヘルパーを派遣することにより、安心して日常生活を営むことができるよう生活全般の支援を行ない、高齢者の介護予防や、患者等の自立と社会復帰を促進することを目的とします。

#### 1. サービス内容

##### (1) 家事に関すること

調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関等の連絡、その他必要な家事への指導

##### (2) 身体に関すること

入浴介助、洗髪、清拭、排泄介助、食事介助、衣服の着脱介助、通院介助

##### (3) 相談、助言に関すること

生活、身上、介護に関する相談、助言

その他必要な相談、助言

## 2. 実施期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日 8:30～17:15

(土・日・祝日、12月29日～1月3日は除く)

## 3. その他

対象者、費用負担、派遣回数、時間は、町の事業実施要綱に沿って実施します。

### **配食サービス事業**

#### **<町受託事業>**

##### **目 的**

在宅の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び、障がい者等で食事の調理が困難な方に対して、栄養等に留意しその季節にあった旬のものを取り入れるなど、楽しい食生活の確保と健康管理に努めます。また安否の確認と孤独感の解消に努め、在宅での生活を支えることを目的とします。

## 1. 調 理

社会福祉法人 山ノ井会及び、(株)Bisutro くるるん に委託します。

## 2. 配達・回収

昼食は職員が4台の公用車で配達し、必ず手渡しと安否確認を実施し、当日中に弁当箱を回収します。

## 3. 実施期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日まで、昼食のみ。

(土・日・祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は除く)

## 4. その他

利用者、回数については、町の事業実施要綱に沿って実施します。

### **基準該当障害福祉サービス居宅介護等事業**

##### **目 的**

支給量が決定された利用者に対して、居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、生活全般の援助保険・医療・福祉サービスの連携に努め、適切な居宅介護を提供することを目的とします。

## 1. サービス内容

### (1) 家事に関すること

調理、衣類の洗濯・補修、生活必需品の買い物

住居等の掃除整理整頓、関係機関等との連絡調整

その他必要な家事への指導

- (2) 介護に関すること
  - 入浴介助、清拭、洗髪、排泄介助、食事介助
  - 衣服の着脱介助、通院介助
- (3) 相談、助言

## 2. その他

詳細については、居宅介護サービス利用契約書、重要事項説明書に沿って実施します。

### **重度訪問介護事業**

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

#### ● 対象者

重度の肢体不自由者・知的障害者・精神障害者であって常時介護を要する障害者  
具体的には、障害程度区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者

- (1) 二肢以上に麻痺等があること
- (2) 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

### **障害児・者日中一時支援事業** 事業所「ともだち」 <町受託事業>

#### 目 的

障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応する事ができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び援助を行うと共に、介護者の就労及び、育児支援、負担軽減を目的に行います。

#### 1. 放課後型

- (1) 実施期間及び時間
  - 原則として 毎週火曜日、水曜日、木曜日、金曜日の15:00～18:00
  - ただし祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は除く
- (2) 場 所
  - 健康福祉センター 福祉棟
- (3) 費 用
  - 区分に応じた利用者負担金

(4) サービス内容

日常生活指導、音楽活動、創作活動、更衣・排泄等の介助、車乗降訓練

(5) その他

利用者、定員等については、運営規程に沿って実施

2. 一日型

(1) 実施期間及び時間

- ・毎週 土曜日の9:00～18:00 (長期休暇を除く)
- ・春・夏・冬休みの長期休暇 (火・水・木・金曜日の9:00～18:00)  
ただし祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は除く

(2) 場 所

健康福祉センター 福祉棟

(3) 利用料

区分に応じた利用者負担金

(4) サービス内容

日常生活指導、音楽活動、創作活動、更衣・排泄等の介助、車乗降訓練

(5) その他

利用者、定員等については、運営規程に沿って実施

**障害者相談事業** 指定相談支援事業所「おおき」 <町受託事業>

目 的

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援などを行うほか、権利擁護の為に必要な援助を行うことを目的としています。

また、障がいのある人が暮らしやすい地域をつくるために、自立支援協議会などを通して、関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

1. 実施期間及び時間

- ・平成28年4月1日～平成29年3月31日
- ・火曜日から土曜日までの午前10:00～16:00  
ただし国民の祝日、8月13日～15日及び12月29日～1月3日は休業日

2. 場 所

健康福祉センター 福祉棟

3. サービス内容

- ① サービス等利用計画の作成及び計画の見直し(モニタリング)・変更
- ② 福祉サービスを利用するため情報提供、相談などの支援
- ③ 社会資源を活用するための支援



- ④ 社会生活力を高めるための支援
- ⑤ 権利擁護のために必要な援助
- ⑥ 専門機関の紹介
- ⑦ 就労支援
- ⑧ 地域自立支援協議会の運営など

#### 4. 障がい者就労相談出張窓口の開設

- 日 時：毎月 第4木曜日 14：00～16：00  
 場 所：イオンスーパーセンター大木内 WeWe  
 ※ 自立支援協議会活動の一部として

### 障害支援区分認定調査

#### <町受託事業>

障害者が障害福祉サービスを利用するに当たり、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく厚生労働省で定める者に調査を行います。

### 共同募金事業

#### 目 的

共同募金は国民の皆様の善意と助け合いの精神によって支えられ、社会福祉に対する理解と関心を深めるとともに、我が国の地域福祉の推進に大きく寄与しています。少子高齢化が一層進展し、社会構造が変化する中、国民の誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らせるよう、社会全体で連帯して人々が助け合い支え合う地域社会を築いていくことを目的とします。

#### 配 分 金

お寄せいただいた募金は、高齢者・障害者・子育ての支援など各地域における福祉課題への対応、社会福祉施設の整備、災害時のボランティア活動の支援など様々な福祉活動に合わせて申請され配分されます。

#### 1. 老人福祉活動

##### (1) 一人暮らし交歓会

町内在住の70歳以上の一人暮らし高齢者を対象に民生・児童委員協議会の協力により、春の花見・秋には紅葉等を楽しみながら弁当を食べ民生委員さんやお友達と交流を深めながら一日を過ごします。

##### (2) 老人クラブ連合会活動の支援

高齢者の福祉の向上に寄与することを目的として、様々な研修や各地域における老人クラブ連合会活動、大木町老人クラブ健康増進体育大会、筑後地区スポ

ーツ大会の支援など老人クラブ活動の推進を図ります。

## 2. 児童・青少年福祉活動

### (1) 福祉映画上映

社会福祉への理解と関心を深め思いやりのある心、感謝の心などを育てることを目的として、年1回各小学校全児童を対象に福祉映画を上映します。

### (2) 保育園、幼稚園、小学校、中学校へ福祉教育活動を目的に助成金の交付

## 3. 福祉育成援助活動

### (1) 社協だより発行

大木町社会福祉協議会が実施している事業の啓発・福祉情報等の発信、社会福祉に関する興味を持っていただくために、社協だよりを年4回全戸配布します。

### (2) ホームページの作成・更新

大木町社会福祉協議会で行った事業の報告や案内、近隣市町村社会福祉協議会の各種講演会・セミナー等を紹介します。今週のトピックスでは最新情報を更新します。

## 4. ボランティア活動育成

福祉ボランティア団体活動を助成することにより、ボランティア活動の振興と福祉の向上に寄与することを目的とし、ボランティア団体とボランティアをされる方の支援を行います。

また、ボランティア活動を推進していく上で、事故等の補償問題を解決する重要な手段として、ボランティア保険への加入助成を行います。

## 5. 歳末助けあい配分金事業

歳末たすけあい募金は、新たな年を迎える時期に支援を必要としている人々が安心して暮らすことが出来るように実施している募金です。歳末たすけあいへの寄付金は、当年度の地域の見守り活動などに使われるほか、地域福祉サービス事業などに使われます。

### その他の事業

#### **苦情解決の第三者委員設置**

##### 目 的

苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高めることや早急な虐待防止対策が講じられ、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるように支援します。

また、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適性性の確保を図る。

### (1) 苦情解決体制

苦情受付担当者・苦情解決責任者及び第三者委員 3 名を置き、苦情の円滑円満な解決に努めます。また、福岡県社会福祉協議会主催の研修会に参加し、苦情解決事業への一層の理解と第三者委員等の役割について研修を深め、福祉サービス向上に努めます。

## **大木町老人クラブ連合会事務局**

### <町受託事業>

高齢期を楽しく、生きがいをもって安心して暮らしていくためには、健康で自立し、身近な仲間と支え合いながら住みよい地域づくりを進めていくことが必要です。老人クラブでは、「健康」・「友愛」・「奉仕」を三大運動の中心とした活動を通して健康づくりと社会参加への高齢者の意欲と姿勢を示し、地域社会に貢献する活動を推進します。大木町老人クラブ連合会では、行政やいきいきサロン連絡協議会等と協力しながら地域の特性に合わせた活動の支援、及び三大スポーツを推進します。

#### 三大スポーツの推進

- グラウンド・ゴルフ
- ペタンク
- ゲートボール

## **健康づくり事業**

### <町受託事業>

各地域のふれあいいきいきサロン活動が円滑に運営されるために、老人クラブ連合会といきいきサロン連絡協議会との協働で全 5 回の健康づくりセミナーを開催し、高齢者の健康に必要な知識と脳トレーニング等を学びます。セミナー修了者は「おおき健康隊」として大木町内のサロン活動やアクアスでの健康体操に貢献します。

## **理解促進研修・啓発事業**

### <町受託事業>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条に基づく理解促進研修（セミナー）・啓発を行います。

## **手話奉仕員養成研修事業**

### <町受託事業>

平成 10 年 7 月 24 日障企第 63 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」に準じた手話奉仕養成講座を実施します。